



2023年6月16日

## 投資信託新商品取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、6月19日より下記投資信託新商品の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう投資信託商品のラインアップの充実とサービスの向上に努めてまいります。

### 記

#### 1. 投資信託新商品概要

ファンド名	日本企業社債ファンド 2023-07 【愛称：和ごころ 2023-07】
ファンドの特色	1. 日系企業 <sup>※1</sup> が発行する日本円、米ドルおよびユーロ建ての社債（劣後債を含みます。）に投資します。 ※1 日本企業またはその子会社 2. 信託期間（約4年5か月）内に償還を迎える債券に投資し、持ち切り運用を行うことで、ファンドの償還時において債券価格の変動による影響を抑制しつつ、クーポン収益の積み上げを中心としたリターンの獲得をめざします。 3. 外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため為替ヘッジを行います。
委託会社	大和アセットマネジメント 〔 商号等 大和アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号 加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 〕

2. 取扱店 全店

3. 取扱開始日 2023年6月19日（月）  
※ご購入申込は、2023年7月28日（金）までとなります。

4. 商品概要 別紙「商品概要」を参照願います。

以上

報道機関のお問合せ先  
筑波銀行 総合企画部広報室  
TEL 029-859-8111

#### 【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を委託会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書および補完書面）」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号  
加入協会 日本証券業協会

## 商品概要

2023年6月  
大和アセットマネジメント株式会社

ファンド名	日本企業社債ファンド 2023-07 (愛称: 和ごころ 2023-07)					
商品分類	単位型投信/内外/債券					
主要投資対象	日系企業が発行する円建ておよび外貨建ての社債を主要投資対象とします。					
投資態度	<p>① 主として、日系企業が発行する日本円、米ドルおよびユーロ建ての社債(劣後債を含みます。)に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>※ 日系企業とは、日本企業またはその子会社をいいます。</p> <p>※ 必ずしも、上記通貨のすべてが組入れられるわけではありません。</p> <p>※ 市況環境等によっては、日本国債ならびに日本の政府機関および地方公共団体等が発行する債券に投資する場合があります。</p> <p>② 運用にあたっては、以下の点に留意します。</p> <p>イ. 原則として、投資する債券の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&amp;I、JCR、S&amp;P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上。これらの格付会社の格付けがない債券のうち委託者が同等の信用力があると判断するものを含みます。以下同じ。)とします。ただし、債券格付けが取得時においてBBB格相当未満の場合でも、発行体または発行体の親会社の格付けが取得時においてBBB格相当以上であれば、純資産総額の10%を上限として投資することがあります。</p> <p>ロ. 当ファンドの信託期間終了日までに満期償還される銘柄および繰上償還が見込まれる銘柄の中から、利回り水準や信用力等を考慮して銘柄を選定します。組入銘柄の償還等に伴い再投資する際も同様の戦略をとることを基本とします。</p> <p>ハ. 組入れた債券については、各債券の満期日または繰上償還日まで保有することを基本とします。ただし、信用リスク等の観点から、満期日前または繰上償還日前に保有債券を売却する場合があります。</p> <p>③ 外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。</p> <p>④ 設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>					
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>					
ベンチマーク	当ファンドのベンチマークはありません。					
設定日	2023年7月31日(月)					
信託期間	2023年7月31日(月)から2027年12月20日(月)まで(約4年5か月)					
決算及び収益分配	<p>毎年12月20日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、委託会社が収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>(第1計算期間は、2023年12月20日まで(休業日の場合翌営業日))</p> <table border="1"> <tr> <td>分配対象額</td> <td>元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額</td> </tr> <tr> <td>分配方法</td> <td>原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</td> </tr> </table>		分配対象額	元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額	分配方法	原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
分配対象額	元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額					
分配方法	原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。					
受付中止日	<p>ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、ユーレックス、シカゴ・マーカンタイル取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日と同じ日付の日</p> <p>一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日</p>					
償還条項	<p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> <p>※すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</p>					
販売	販売単位	10,000円以上1円単位(当初1口=1円)				
	販売手数料	1.1%(税抜1.0%)				
	購入申込期間	2023年6月19日(月)から2023年7月28日(金)まで				
解約	解約単位	1円以上1円単位				
	解約価額	解約申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額				
	解約代金の受渡	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。				
	信託財産留保額	0.3%				
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社					
受託会社	三井住友信託銀行					
運用管理費用(信託報酬)	<p>純資産総額に対して年率0.682%(税抜0.62%)</p> <p>配分(税抜) 委託会社0.25%、販売会社0.35%、受託会社0.02%</p> <p>※運用管理費用は毎計算期間の最初の6カ月終了時、決算時、一部解約時および信託終了時に支払うものとします。</p>					